



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*66 和歌山県税規則の一部を改正する規則

(税務課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第66号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の6の2第2号中「法人税法第2条第6号」を「条例第18条第3項」に、「条例第36条第1項第1号に掲げる」を「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等及び条例第36条第1項第1号から第3号までに掲げる」に改める。  
別記第11号様式を次のように改める。









別記第11号様式(第14条関係)  
(その5)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長 印

軽油引取税納税通知書

下記のとおり納付してください。

事務所	年度	税目	納税番号	区分	※処理事項
				年 月 分	
課税標準額		税率		税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 ( 下記の「県税を納付する場所」を参照 ) してください。			納 期 限	年 月 日

1. 課税の根拠

本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の22第4項又は第144条の25第5項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の7第2項の規定により賦課します。

2. 延滞金の納付について

納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。

延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注) 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

3. 賦課に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎県税を納付する場所

○次の金融機関等

- 紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行
- 三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行
- きのくに信用金庫、新宮信用金庫
- 近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合中央金庫、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用漁業協同組合連合会、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合)
- 郵便局、ゆうちょ銀行

○和歌山県各県税事務所、伊都、日高、東牟婁振興局総務県民課

※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。

御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。

別記第11号様式(第14条関係)

(その6)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長 印

鉾 区 税 納 税 通 知 書

下記のとおり納付してください。

鉾 区 税			年 度	年 度
			納税番号	
課税標準額	(百アール)	税率	税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 〔 下記の「県税を納付する場所」を参照してください。 〕		納 期 限	年 月 日

1. 課税の根拠

本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第178条及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第74条の規定により賦課します。

2. 延滞金の納付について

納期限を過ぎてから税金を納付される時は、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。

延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注) 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

3. 賦課に不服がある場合

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎県税を納付する場所

○次の金融機関等

●紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行

●三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行

●きのくに信用金庫、新宮信用金庫

●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合中央金庫、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用漁業協同組合連合会、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合)

●郵便局、ゆうちょ銀行

○和歌山県各県税事務所、伊都、日高、東牟婁振興局総務県民課

※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。

御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。

別記第15号様式及び別記第16号様式を次のように改める。

別記第 15 号様式(第 14 条関係)

第 号	繰上徴収告知書			
	年 月 日			
様	県税事務局長 <span style="float: right;">印</span>			
下記の県税については、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 13 条の 2 第 1 項の規定により本来の納期限を繰り上げて徴収しますから指定納期限までに納付(納入)してください。				
年度、期別				
税目				
税額	円	円	円	円
税額算出期間				
指定納期限	年 月 日まで			
納付(納入)の場所				
繰上徴収をする理由				

お知らせ

1 上記の指定納期限までに完納されないときは、本来の納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて年 14.6%(本来の納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は、年 7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を納めなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365 日当たりの割合です。

(注) 当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合と、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)となります。

- 2 上記の指定納期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この告知書は、法第 13 条の 2 第 3 項前段の規定による告知に使用する。

別記第 16 号様式(第 14 条関係)

第	号	納 期 限 変 更 告 知 書		
		年 月 日		
様		県税事務所長 <span style="float: right;">印</span>		
下記の徴収金については、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 13 条の 2 第 1 項の規定により納期限を次のとおり変更しますから期限までに納付(納入)してください。				
変 更 納 期 限	年 月 日			
年 度	税		円	
納付(納入)の場所				
納税通知書番号及び変更前の納期限	第 号	年 月 日		
繰上徴収をする理由				
<p>お知らせ</p> <p>1 上記の変更納期限までに完納されないときは、変更前の納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて年 14.6%(変更前の納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は、7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を納めなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365 日当たりの割合です。</p> <p>(注) 当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合と、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)となります。</p> <p>2 上記の変更納期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>3 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

備考 この告知書は、法第 3 条の 2 第 3 項後段の規定による告知に使用する。

別記第16号の30様式を次のように改める。

別記第16号の30様式(第14条関係)

更正通知書  
県民税利子割 決定

住所

名称 様

特別徴収義務者番号  利子等の種類   
 地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の11及び第71条の の規定  
 により、右のとおり 更正 したので指定納期限までに納入されたく通知します。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.8%(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納入してください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年中においては、年7.3%の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第98条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.8%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.8%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

指定納期限

更正(決定)の理由

年 月 日

県税事務所長

年 度	
整理番号	

区 分	更正(決定)による額		既に確定した税額	差 引 不足税額	加 算 金	
	課税標準額	税 額			種 類	率
	円	円	円	円	%	円
不 足		税 額				円
加 算		金 の				円
合 計		計 (納めるべき額)				円

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求め訴えるは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

お知らせ

別記第16号の33様式を次のように改める。

別記第16号の33様式(第14条関係)

更正 通知書  
県民税配当割 決定

住所

名称

様

特別徴収義務者番号  配当等の種類

地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の32及び第71条の の規定により、右のとおり 更正 したので指定納期限までに納入されたく通知します。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.8%(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納入してください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年中においては、年7.3%の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。平成28年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.8%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

指定納期限

更正(決定)の理由

年 月 日

県税事務所長 

年 度   
整理番号

区 分	更正(決定)による額		既に確定した税額	差 引 不足税額	加 算 金	
	課税標準額	税 額			種 類	率
	円	円	円	円	%	円
不 足 税 額						円
加 算 金 の 計						円
合 計(納めるべき額)						円

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求め訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対しては、①審査請求がなかった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第16号の35様式を次のように改める。

別記第16号の35様式(第14条関係)

更正通知書  
県民税株式等譲渡所得割決定

住所

名称

様

特別徴収義務者番号

地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の52及び第71条の規定により、右のとおり更正したので指定納期限までに納入されたく通知します。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納入してください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年中においては、年7.3%の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。平成28年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第83条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

指定納期限

更正(決定)の理由

年 月 日

県税事務所長 印

年度	
整理番号	

区分	更正(決定)による額		既に確定した税額	差引不足税額	加算金	
	課税標準額	税額			種類	率
	円	円	円	円	%	円
不足加算合計	税額計	金の計				円
合計(納めるべき額)						円

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができ、審査請求は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式(第14条関係)  
 年度 年度  
 整理番号 第 号

更正 通知書												
県たばこ税 更正 決定												
納税義務者	住所	氏名(名称)										
区分	月分	年 月 本	年 月 本	年 月 本	年 月 本	年 月 本	年 月 本	年 月 本	年 月 本	年 月 本	年 月 本	合計
課税標準	更正、決定による本数											
準数量	既に確定した本数											
税 額	更正、決定による税額①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	既に確定した税額②											
	差引不足税額①-② ③											
加算金(過少、不申告、重)	④											
	計 ③+④											
合 計												
法 定 納 期 限												

地方税法(昭和25年法律第226号) 第74条の23 の規定により、上記のとおり 更正 決定 したから指定納期限までに納付さ  
 れたく通知します。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.8%(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納付してください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間については、当該期間の属する各年中においては、年7.3%の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となり、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第98条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.8%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

更正(決定)の理由
この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができ、この処分の取消しを求め、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から8か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定納期限 年 月 日 限り  
 和歌山県知事 印

別記第24号様式を次のように改める。



別記第32号様式を次のように改める。

別記第32号様式

自動車取得税更正(決定)通知書

年 度 別	年度	自動車登録番号 車両番号又は標識番号			
住 所					
氏 名					
上記の自動車の取得に係る自動車取得税について、次のとおり更正(決定)したから、指定納期限までに納付されるよう通知します。					
課税標準額	既申告による金額	円	当 該 自 動 車 の 内 容	車 名	
	更正(決定)による金額	円		型 式	
税 額	既申告による金額	円		車 台 番 号	
	更正(決定)による金額	円		原 動 機 型 式	
	差引不足金額 ①	円		形 状	
過少申告加算金 ②	円			乗 車 定 員	人( 人)
不申告加算金 ③	円			最 大 積 載 量	トン( トン)
重 加 算 金 ④	円		総排気量又は 定格出力	リットル キロワット	
合 計	①+②+③+④	円			
更正(決定)の理由					
指定納期限 年 月 日限り					
<p>不足税額については、法定納期限の翌日からの納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納付してください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年中においては、年7.3%の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。</p>					
年 月 日					
和歌山県知事 <span style="float: right;">印</span>					
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

別記第36号の2様式を次のように改める。



附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。  
（従前の様式による用紙）
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。